

## その工事、 着工する前に

## 小売店舗などの 改装工事費を一部補助します

市では、商工業の活性化を図るため、小売店舗などの改装工事費の一部を補助する制度を創設いたしました。小売店舗などの改装を計画されている人はご相談ください。

名称	安中市小売店舗等改装等工事補助金
内容	小売店舗等の改装のため、市内業者が施行する工事費の一部を補助します。 ※予算の範囲内において実施しますので、早めにご相談ください。 予算に達した場合には受け付けを締め切らせていただきます。
相談・受付	7月11日(月)から開始
補助対象者	市のホームページでご確認ください。
補助内容	●補助金の額は、改装工事費に100分の20を乗じて得た額とする。 ●補助金の交付限度額は、100万円です。 ●対象となる工事は、費用が20万円以上のもので、関係法令に違反していないものとします。
注意事項	●すでに着手している工事は対象となりません。 ●平成29年3月31日までに完了する工事であること。

問合せ▶ 松地域創造課商工労働係 (☎内線2621)

## 高齢者向け給付金の 申請受付を終了します

一億総活躍社会の実現に向け、賃金の引上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援および高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図るという観点に立ち、支給される高齢者向け給付金(低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金)の申請受付を終了します。

対象者と思われる人あてに申請書を郵送しています。お手元に届いている人で申請していない人は、お早めに申請してください。

### ●申請受付終了日

7月22日(金)(郵送申請の場合は22日(金)必着)

注)原則として申請期間を過ぎた申請は受け付けられません。

### ●問合せ

☎福祉課社会福祉係 (☎内線1153)

☎住民福祉課福祉子ども係 (☎393-7070(直通))

給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

## 安中市農業委員会からのお知らせ 農地パトロール(利用状況調査)を実施します

「農地パトロール」は、遊休農地の実態把握と、発生防止・解消、また、農地の違反転用防止を目的としており、全国の農業委員会組織で統一して実施します。

【実施期間】7月～11月

【対象農地】市内全ての農地

【実施内容】

- (1) 遊休農地および遊休農地のおそれのある農地の把握(荒廃農地調査を含む)
- (2) 農地法の許可(届出)案件の履行状況の確認
- (3) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認
- (4) 農地の違反転用の発生防止と早期発見・是正
- (5) 相続税または贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況の確認
- (6) 仮登記農地の利用状況の確認
- (7) 営農型発電設備(太陽光パネルなど)の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認
- (8) 農業者年金制度に係る特定処分対象農地の利用状況の確認

【その他】

実施にあたっては、全国農業会議所の農地パトロール(利用状況調査)実施要領に準拠して調査を行います。草刈や耕起などにより、農地を再生し利用するか、いつでも耕作可能な状態にしておきましょう。

【問合せ】☎農業委員会事務局 (☎内線1452)